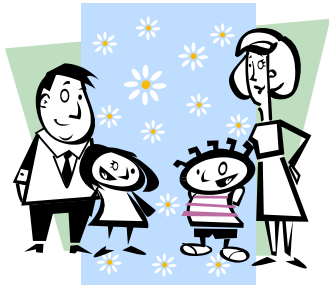


FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

判断能力・健康に不安を感じたら… 成年後見制度とは(1)

平成 26年 9月号

物忘れがひどくなったり、寝たきりになった場合に備え、自分の財産管理はどうしたらよいのでしょうか？ 自分名義の預貯金の引出も、一昔前までは銀行も鷹揚で、面倒みてくれていた親族ができませんが、現在は定期解約はもちろんです、本人確認が厳しく、キャッシュ



カードを除き、預金の引き出しができません。また、介護・医療サービスの普及とともに、利用する場合にはすべて本人との契約締結が必要な場面が多くなってきました。

●いま、様々な場面で、相手方から親族等が本人のために手続きを行う場合に法律に基づいた代理権を有する、「成年後見制度」による「後見人」の選任を求められることが多くなっています。成年後見制度とはどのようなものなのでしょうか？

●成年後見制度は、家庭裁判所の手続きにより後見人を選任してもらう「法定後見制度」と、当事者間の契約によって後見人を選ぶ「任意後見制度」に分かれます。

●まず法定後見制度は、本人の判断能力が既に失われたか、不十分となった人のために、親族等が裁判所に本人の判断能力(①自己の財産を管理・処分できない②常に援助が必要③必要な場合がある)の程度により「後見」「補佐」「補助」の選任申立を行う制度です。申立時に主治医の診断書及び財産目録等が必要で、内容によっては精神鑑定も必要にな

ります。申立費用は約1万円＋鑑定料5万～10万円、他に司法書士手数料が約10万円、申立から審判までの期間は約3～10ヶ月です。

●申立が受理されると、申立人・本人・後見人候補者が裁判所に呼ばれ、調査官から事情を聴かれます。本人の判断能力や体調によっては、調査官が自宅や療養先へ訪問して状況を調査します。後見人候補者が必ずしも選任されるわけではなく、裁判所の職権で判断選任されます。

●成年後見人に選出されたら、その業務として、まずは、本人の財産の状況を明らかにし、本人の預貯金、有価証券、不動産、保険などの内容を一覧表にした「財産目録」を作成し、裁判所に提出します。また、本人の生活のための費用を、本人の財産から計画的に支出するため、本人の収入、医療費や税金などの決まった支出の予定を立てた「本人収支表」を作成します。日常の財産管理においては、本人の預金通帳等を管理・保管し、本人の財産からの支出を金銭出納帳に記載し、領収書を一緒に保管しておき、その用途を明確にし、年に一度を目途に定期的に裁判所へ提出します。また、必要に応じて、介護サービスの利用契約や、施設の入所契約などを、本人に代わって行います。

●後見人が本人名義の預貯金から出金するためには、金融機関で「後見の設定」手続き行くと、本人名義の通帳・キャッシュカードが廃止、新たに「〇〇(本人名)成年後見人〇〇」名義の通帳およびキャッシュカードが発行され、後見人が引出することができるようになりますが、キャッシュカードを発行しない金融機関もあります。

(次号は任意後見制度と後見制度の問題点について)